

鹿児島県道路公社における
総合評価落札方式(試行)のガイドライン
(一般土木・橋梁上部工)

令和8年6月
鹿児島県道路公社

【目次】

1	総合評価方式の概要	1
1-1	背景と方策	
1-2	効果	
1-3	評価方式の選択	
2	実施手順	2
2-1	特別簡易型(一般競争入札)自己採点方式の試行手順	
2-2	簡易型・標準型(一般競争入札)の試行手順	
3	特別簡易型における審査・評価	4
3-1	技術資料の提出要請	
3-2	自己採点方式による技術資料及び自己採点表 (以下、「技術資料等」という。)の提出要請	
3-3	評価項目、加算点及び評価基準	
3-4	自己採点表の審査方法	
4	総合評価による落札者の決定	16
4-1	評価値の算出方法	
4-2	加算点の設定	
5	その他の留意事項	16
5-1	評価内容の担保	
5-2	情報公開	

平成30年	1月22日	初版
平成30年	9月 7日	第1回改訂
令和 元年	6月24日	第2回改訂
令和 2年	4月15日	第3回改訂
令和 2年	8月17日	第4回改訂
令和 3年	4月16日	第5回改訂
令和 5年	1月31日	第6回改訂
令和 5年	8月31日	第7回改訂
令和 6年	7月24日	第8回改訂
令和 7年	6月25日	第9回改訂
令和 8年	6月18日	第10回改訂

総合評価方式ガイドライン

1 総合評価落札方式の概要

1-1 背景と方策

公共工事においては、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、低価格による入札が増加するとともに、下請業者や労働者へのしわ寄せ等による工事の品質低下の懸念が顕著となっている。

こうしたことから、公共工事の品質確保を図るためには、経済性に配慮しつつ価格以外の要素（技術力）も考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。

総合評価方式は、落札者の決定において、価格に加えて技術力の優劣等を総合的に評価し、価格と技術力の両面から最も優れた者を落札者とする方式である。

1-2 効果

- ① ペーパーカンパニー等の不良・不適格業者が排除され、技術と経営に優れた企業が伸びることのできる環境が整備される。
- ② 施工不良の未然防止、工事目的物の性能が向上することによる長寿命化、工期短縮等の施工の効率化等による総合的なコストの縮減が図られる。
- ③ 価格以外の要素が考慮された競争が行われることで、談合が行われにくい環境整備が期待される。

1-3 評価方式の選択

①従来の発注方式

標準的な設計、施工方法に基づき最も低い「価格」を提案したものを落札者とする方式

②総合評価方式

価格及び価格以外の技術的な要素を評価の対象とし、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式

なお、工事の特性等に応じて、特別簡易型、簡易型、標準型のいずれかの方式を選択する。

【特別簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な施工計画を要件とせず、表彰実績や工事成績等を評価する方式

【簡易型】

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに関する簡易な施工計画のほか、表彰実績等を評価する方式

【標準型】

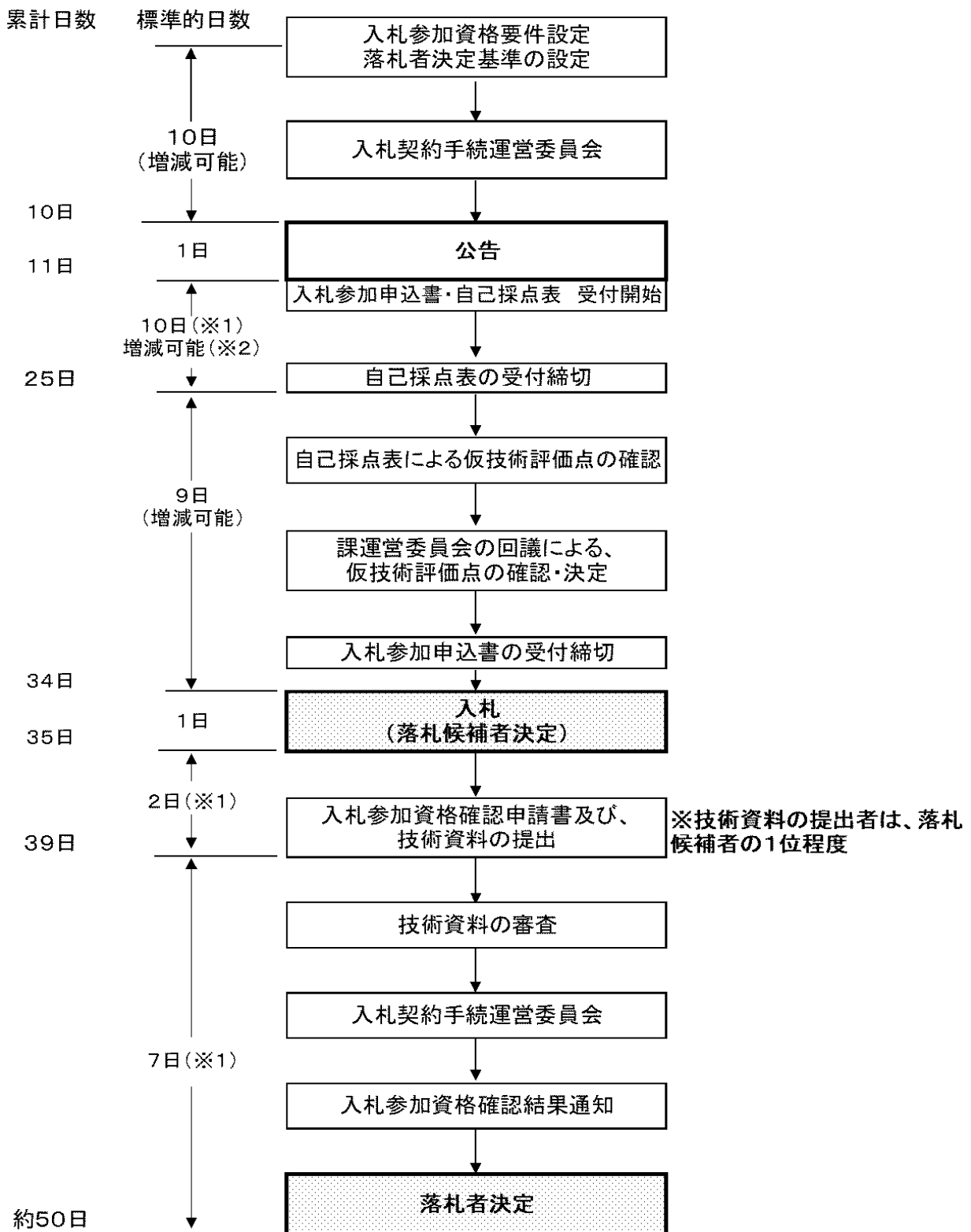
技術的な工夫の余地が大きい工事において、施工上の工夫等の技術提案や施工計画、表彰実績等を評価する方式

2 実施の手順

実施する場合の標準的な手順は以下のとおりとする。

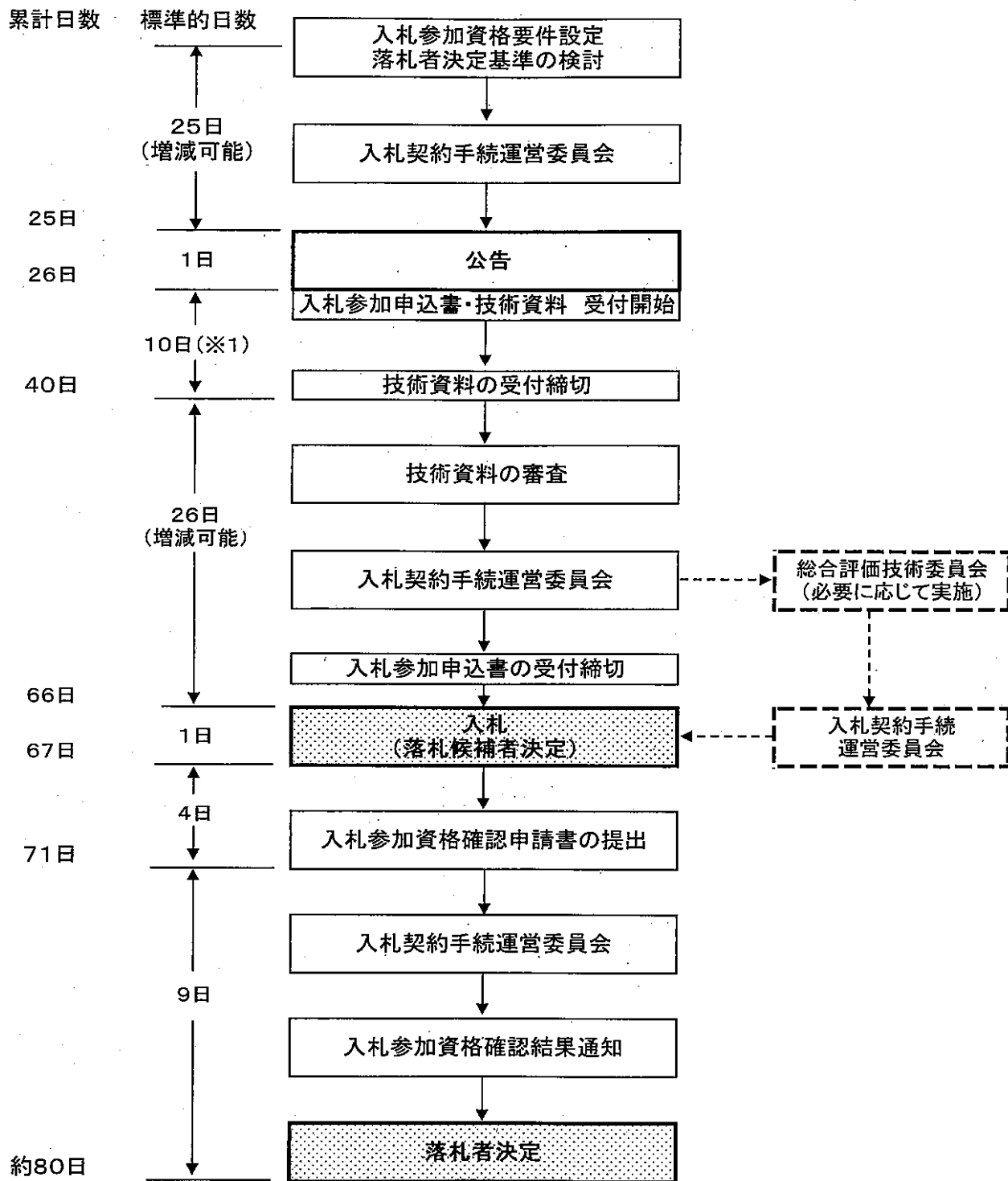
なお、落札決定基準の検討や技術資料の審査期間については、適宜日数を増減できる。

2-1 特別簡易型(一般競争入札)自己採点方式の試行手順



2-2 簡易型・標準型(一般競争入札)の実施手順

現在未実施



3 特別簡易型における審査・評価

3-1 技術資料の提出要請

指名競争入札及び一般競争入札において、技術資料の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ①総合評価方式による入札であること。
- ②技術資料の内容及び提出期限
 - ・技術資料の作成
 - ・技術資料及び作成要領等の配付場所等
 - ・評価項目の工種について
 - ・技術資料の提出(方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所)
- ③決定者基準に関する事項
 - ・評価項目及び評価基準
 - ・評価値の算出方法
- ④総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ⑤評価内容の担保に関する事項
- ⑥その他総合評価方式に関する事項
 - ・入札無効
 - ・落札者の決定

3-2 自己採点方式による技術資料及び自己採点表(以下、「技術資料等」という。)の提出要請

自己採点方式により入札を行おうとするときは、技術資料等の提出を指名通知又は公告等により要請するにあたり明示すべき事項は以下のとおりとする。

- ①総合評価方式による入札であること。
- ②自己採点方式を適用する入札であること。
- ③技術資料等の内容及び提出期限
 - ・自己採点表の作成
 - ・技術資料の作成
 - ・技術資料等及び作成要領等の配布場所等
 - ・評価項目の工種について
 - ・技術資料等の提出(方法・部数・受付期間・受付時間・受付場所)
- ④決定者基準に関する事項
 - ・評価項目及び評価基準
 - ・評価値の算出方法
- ⑤総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項

⑥評価内容の担保に関する事項

⑦その他総合評価方式に関する事項

- ・入札無効
- ・落札者の決定

3-3 評価項目、加算点及び評価基準

配置予定技術者が1人に特定できない場合、資格等の要件を満たす複数の候補者を配置予定技術者とすることができる。

その場合、審査については各候補者のうち評価が最も低い者で評価する。

地域貢献の実績は会社としての実績とする。

各工種の評価項目、加算点及び評価基準は6ページから29ページを参照

3-4 自己採点表の審査方法

落札者を決定するために、県が指定した者から提出された技術評価点の自己採点(仮技術評価点)について、県は、当該者から提出された技術資料を基に審査を行う。

審査の際、自己採点表に誤りがあった場合は、県は次のとおり修正を行うものとする。

- ・ 自己採点が過大評価となっていた場合は、正しい評価に下方修正する。
- ・ 自己採点が過小評価となっていた場合は、修正は行わない。
- ・ 審査・修正は、各評価項目毎に行う。

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(6千万円以上 1億3千万円未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 6.5点	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (0.5 点) ○表彰実績なし (0.0 点)	平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去5年間における国、県又は鹿児島県道路公社の同種工事の県内施工実績 ○実績あり (0.5 点) ○実績なし (0.0 点)	令和3年度から令和7年度までに完成検査を受けた下記①～④のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 ④鹿児島県道路公社発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○83点以上 (3.0 点) ○78点以上83点未満 (2.9 点) (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満 (0.0 点)	令和5年1月1日から令和7年12月31日までに完成した下記①～③の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 ※算出式 (①、②の工事平均点+③の工事成績平均点)1/2=○○ (ただし、③の工事成績がない場合は①、②の工事成績平均点とする) ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③鹿児島県道路公社
	経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30 点) ○800点以上900点未満 (0.25 点) ○700点以上800点未満 (0.20 点) ○600点以上700点未満 (0.15 点) ○500点以上600点未満 (0.10 点) ○500点未満 (0.00 点)	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評価(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20 点) ○1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○900点以上1000点未満 (0.10 点) ○900点未満 (0.00 点)	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量 ○0件=受注工事量 (1.0 点) ○1件=受注工事量 (0.5 点) ○2件=受注工事量 (0.0 点) ○3件=受注工事量 (-0.5 点) ○4件=受注工事量 (-1.0 点)	当該年度受注工事量は、令和8年4月1日入札公告開始日から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、鹿児島県道路公社発注工事のうち、総合評価方式対象の6千万～3億円の土木一式工事(海上、PC工事除く)を対象とする。
	(1) ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2) 過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2 点) ・実績なし (0.0 点)	令和6年度から令和8年度に、完成検査を受けた下記①～②のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ①鹿児島県の発注工事 ②鹿児島県道路公社
	(3) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4) 当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(6千万円以上 1億3千万円未満)

配置 予定 技術者 の 能力 1.5点	(1)または(2)のどちらかを選択	(1)	表彰実績と担い手育成加算の合計は 過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
		(1)	担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和3年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)、鹿児島県道路公社が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者※工期の始期が令和3年4月1日以降に入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。
		(2)	配置予定技術者の工事成績評定最高点 ○ 現在の会社での工事成績あり (0.3 点) ○ 上記以外での工事成績あり (0.1 点) ○ 該当なし (0.0 点)	配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管、鹿児島県道路公社が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ②令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ③令和6年度の工事で84点以上(令和7年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。
			前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和7年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット
地域 貢献度 1.0点			営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所(2年以上設置)あり (1.0 点) ○ 工事箇所の所在する市町村内に営業所(従業員10名以上)あり (0.8 点) ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所(2年以上設置)あり (0.6 点) ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり (0.3 点) ○ 上記以外 (0.0 点)	左記箇所に営業所を有するか。
合 計			9.0 点	

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(1億3千万円以上 3億円未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 7.5点	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (0.5点) ○表彰実績なし (0.0点)	平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去5年間における国、県、鹿児島県道路公社の同種工事の県内施工実績 ○2件以上の実績あり (0.5点) ○1件の実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点)	令和3年度から令和7年度までに完成検査を受けた下記①～④のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 ④鹿児島県道路公社発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 ○83点以上 (3.0点) ○78点以上83点未満 (2.9点) (工事成績の平均点－78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満 (0.0点)	令和5年1月1日から令和7年12月31日までに完成した下記 ①～③ の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 ※算出式 ①、②の工事成績平均点+③の工事成績平均点) 1/2=○○ ただし、③の工事成績がない場合は①、②の工事成績の平均点とする) ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③鹿児島県道路公社発注工事
	経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30点) ○800点以上900点未満 (0.25点) ○700点以上800点未満 (0.20点) ○600点以上700点未満 (0.15点) ○500点以上600点未満 (0.10点) ○500点未満 (0.00点)	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20点) ○1000点以上1100点未満 (0.15点) ○900点以上1000点未満 (0.10点) ○900点未満 (0.00点)	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量 ○0件＝受注工事量 (1.0点) ○1件＝受注工事量 (0.5点) ○2件＝受注工事量 (0.0点) ○3件＝受注工事量 (-0.5点) ○4件≦受注工事量 (-1.0点)	当該年度受注工事量は、令和8年4月1日入札公告開随分日から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、鹿児島県道路公社発注工事のうち、総合評価方式対象の6千万～3億円の土木一式工事(海上、PC工除く)を対象とする。
	過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○実績あり (0.5点) ○実績なし (0.0点)	令和3年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を令和2年4月1日から令和8年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和3年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和3年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録 ①前年度までに障害者を雇用している。 ②前年度までに高齢者を雇用している。 ③鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○上記項目のうち、2つ以上の実績あり (0.5点) ○上記項目のうち、いずれかの実績あり (0.3点) ○実績なし (0.0点)	①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ①ア又はイである。 (0.4点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ②ウ又はエである。 (0.2点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2)過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2点) ・実績なし (0.0点)	令和6年度から令和8年度に、完成検査を受けた下記①～②のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ①鹿児島県の発注工事 ②鹿児島県道路公社
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2点) ・活用なし (0.0点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2点) ・活用なし (0.0点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(1億3千万円以上 3億円未満)

配置 予定 技術者 の 能力 1.5点	(1) または (2) のどちらかを選択	(1)	表彰実績 と 担 い 手 育 成 と 加 算 す る 合 計 は	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
			担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～④又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和3年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)、鹿児島県道路公社が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和3年4月1日以降に入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。	
		(2)	配置予定技術者の工事成績評価最高点 ○ 現在の会社での工事成績あり (0.3 点) ○ 上記以外での工事成績あり (0.1 点) ○ 該当なし (0.0 点)	配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管、鹿児島県道路公社が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評価最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ①令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ②令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ③令和6年度の工事で84点以上(令和7年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。	
			前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和7年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット	
地域 貢献度 0.5点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり (0.5 点) ○ 上記以外 (0.0 点)	左記箇所に営業所を有するか。			
合 計	9.5 点				

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(3億円以上 WTO対象未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 8. 5点	過去10年間における国(九州内)又は県の表彰実績 〔代表者〕 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 表彰実績あり (0.5 点) ○ 表彰実績なし (0.0 点)	〔代表者の実績〕 平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに優良工事表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
	過去5年間における国、県又は鹿児島県道路公社の同種工事の県内施工実績 ○ 3件以上の実績あり (0.5 点) ○ 2件の実績あり (0.3 点) ○ 1件の実績あり (0.0 点)	〔代表者の実績〕 令和3年度から令和7年度までに完成検査を受けた下記①～④のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、県内における同種工事の施工実績を有するか。 ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③国土交通省九州地方整備局発注工事 ④鹿児島県道路公社発注工事
	過去3年間の土木一式工事の工事成績の平均点 〔代表者〕 ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 ~0.1 点) 〔工事成績の平均点＝78〕×2.9÷6+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0 点)	〔代表者の実績〕 令和5年1月1日から令和7年12月31日までに完成した下記①～③の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何か。 ※算出式 ①、②の工事平均点＋③の工事成績平均点)1/2＝○○ (ただし、③の工事成績がない場合は①、②の工事成績平均点とする) ①鹿児島県の土木部発注工事(建築課所管発注工事を除く) ②鹿児島県の商工労働水産部漁港漁場課所管発注工事 ③鹿児島県道路公社
	経営事項審査における経営状況〔代表者〕 ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点)	〔代表者の実績〕 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力〔代表者〕 ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点)	〔代表者の実績〕 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	受注工事量〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ○ 代表者及び代表者以外の構成員としての受注件数 1.0－〔代表者としての受注件数×0.5＋代表者以外の構成員としての受注件数×0.3〕 ※加算点は上記式で算定した点とし、最小値は-1.0点とする。 (1.0 ~ -1.0 点)	〔代表者及び代表者以外の構成員の実績〕 当該年度受注工事量は、令和8年4月1日入札公告開始分から当該入札公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、鹿児島県道路公社発注工事のうち、総合評価方式対象のJ・V工事を対象とする。 なお、当該入札に参加する全てのJ・V構成員が代表者及び代表者以外の構成員として受注した件数に基づき加算点を算定する。 ただし、一般土木工事J・V工事のみを受注件数の対象とする。
	過去5年間における新規学卒者の雇用〔代表者〕 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	〔代表者の実績〕 令和3年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1)新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高等、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づき公共職業能力開発施設)を令和2年4月1日から令和8年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和3年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和3年4月に採用したものとみなす。 (※2)現在とは、入札の公告前日を指す。 県内に主たる営業所を有する企業のみを評価する。
	障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等に登録〔代表者〕 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 上記項目のうち、2つ以上の実績あり (0.5 点) ○ 上記項目のうち、いずれかの実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	〔代表者の実績〕 ①身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。(法定雇用義務がある場合は、法定雇用率以上雇用) ②60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。
	(1) ワーク・ライフ・バランスの取組み 〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ① ア又はイである。 (0.5 点) ア えるぼし又はくみんの認定企業 イ えるぼし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.3 点) ウ えるぼし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	〔代表者及び代表者以外の構成員の実績〕 ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 ※各者の実績を評価
	(2) 過去2年間におけるICT活用工事の県内施工実績 〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ・ICT全面活用施工実績 (0.5 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.3 点) ・実績なし (0.0 点)	〔代表者及び代表者以外の構成員の実績〕 令和6年度から令和8年度に、完成検査を受けた下記①～②のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の県内施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ①鹿児島県の発注工事 ②鹿児島県道路公社の発注工事 ※各者の実績を評価
	(3) 当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 〔代表者及び代表者以外の構成員〕 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.5 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.3 点) ・活用なし (0.0 点)	〔代表者及び代表者以外の構成員〕 当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ・共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、共同企業体の代表者及び代表者以外の構成員が、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。 ※企業体として評価
	(4) 当該工事における登録基幹技能者の活用 〔代表者、代表者以外の構成員又は下請者〕 2.0点 ・活用あり (0.5 点) ・活用なし (0.0 点)	〔代表者、代表者以外の構成員又は下請者〕 当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、代表者、代表者以外の構成員又は下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。 ※企業体として評価

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇一般土木工事(3億円以上 WTO対象未満)

別表	配置 予定 技術者 の 能力	(1) または (2) のどちらか を 選 択	表 彰 実 績 と 5 担 点 を 手 上 育 成 と 加 算 す る の 合 計 は		
1. 5点		(1)	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 〔代表者〕 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものを含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)		〔代表者の配置予定技術者の実績〕 平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに優良技術者表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
			担い手育成加算〔代表者〕 ○ 配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○ 加算なし (0.0 点)		〔代表者の配置予定技術者における加算条件〕 配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和3年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)、鹿児島県道路公社が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和3年4月1日以降に入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。
			配置予定技術者の工事成績評定最高点〔代表者〕 ○ 現在の会社での工事成績あり (0.3 点) ○ 上記以外での工事成績あり (0.1 点) ○ 該当なし (0.0 点)		〔代表者の配置予定技術者の実績〕 配置予定技術者において、鹿児島県の土木部(建築課所管発注工事を除く)または、商工労働水産部漁港漁場課所管、鹿児島県道路公社が発注した一般競争入札の土木一式工事(以下、「対象工事」という。)での工事成績評定最高点が、次の①～③のいずれかの条件を満たす場合に評価点を加える。 ただし、配置予定技術者が対象工事で主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人である場合に限る。また、現場代理人である場合は対象工事に従事した時点で、1級施工管理技士または2級施工管理技士の資格を保有している場合に限る。 ① 令和4年度の工事で84点以上(令和5年度表彰対象評価点) ② 令和5年度の工事で84点以上(令和6年度表彰対象評価点) ③ 令和6年度の工事で84点以上(令和7年度表彰対象評価点) ※年度は完成検査を行った年度である。
			前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況〔代表者〕 ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)		〔代表者の配置予定技術者の実績〕 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和7年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット
地域 貢献度 1. 0点		(2)	営業所の有無〔代表者〕 ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に営業所(従業員10名以上)あり (1.0 点) ○ 上記以外 (0.0 点)		〔代表者の実績〕 左記箇所に代表者の営業所を有するか。
合 計				11.0 点	

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(PC) (6千万以上 WTO対象未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 6. 0点	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績2回以上あり (1.0 点) ○表彰実績あり (0.5 点) ○実績なし (0.0 点)	平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を含む)。
	過去10年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)・鹿児島県道路公社の同種工事の施工実績(当該最大支間長以上) ○3件以上の実績あり (0.5 点) ○2件の実績あり (0.3 点) ○1件の実績あり (0.0 点)	平成28年度から令和7年度までに完成検査を受けた下記①～⑫のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、同種工事の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ⑫鹿児島県道路公社の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	過去5年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・鹿児島県道路公社のPC橋上部工事(道路橋)の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○83点以上 (3.0 点) ○78点以上83点未満 (工事成績の平均点－78)×2.9/5+0.1 (2.9 点) ※小数点以下第2位を切り捨て ○78点未満又は、工事成績3件以上無し (0.0 点)	令和3年1月1日から令和7年12月31日までに完成した下記①～⑨のPC橋上部工事(道路橋)において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何点か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨鹿児島県道路公社の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30 点) ○800点以上900点未満 (0.25 点) ○700点以上800点未満 (0.20 点) ○600点以上700点未満 (0.15 点) ○500点以上600点未満 (0.10 点) ○500点未満 (0.00 点)	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。
	経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20 点) ○1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○900点以上1000点未満 (0.10 点) ○900点未満 (0.00 点)	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何点か。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくみんの認定企業 イ えるぼし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2)過去2年間に於けるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2 点) ・実績なし (0.0 点)	令和6年度から令和8年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 ・鹿児島県道路公社発注工事
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(PC) (6千万以上 WTO対象未満)

配置 予定 技術者 の 能力 2. 5点	表彰 実績 0 点 と 5 担 点 い を 手 育 限 と 加 算 の 合 計 は	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和3年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)又は、鹿児島県道路公社が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和3年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。
地域 貢献度 1. 0点	配置予定技術者の資格保有 ○PC技士 (1.0 点) ○なし (0.0 点)	PC技士の資格を保有しているか。	
	前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和7年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット	
合 計	営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0 点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8 点) ○県内に営業所あり (0.5 点) ○上記以外 (0.0 点)	左記営業所又は工場を有するか。	
	9.5 点		

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(鋼橋) (6千万以上 WTO対象未満)

評価項目及び加算点		評価基準
企業の 施工 能力 6.0点	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○表彰実績あり (1.0 点) ○実績なし (0.0 点)	平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管工事除く)を受けた企業であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等を含む)。
	過去10年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・各政令市(九州内)・市町村(県内)・特殊法人(九州内)・鹿児島県道路公社の鋼橋上部工事(道路橋)の施工実績(当該最大支間長以上) ○3件以上の実績あり (0.5 点) ○2件の実績あり (0.3 点) ○1件の実績あり (0.0 点)	平成28年度から令和7年度までに完成検査を受けた下記①～⑫のいずれかの工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、鋼橋上部工事(道路橋)の施工実績を有するか。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨九州内の政令市の発注工事 ⑩鹿児島県内の市町村の発注工事 ⑪九州内の特殊法人の発注工事 ⑫鹿児島県道路公社の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	過去5年間に於ける九州内での国(九州内)・各県(九州内)・鹿児島県道路公社の鋼橋上部工事(道路橋)の工事成績評定点の上位3件の平均点 ○83点以上 (3.0 点) ○78点以上83点未満 (工事成績の平均点－78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て (2.9 ~0.1 点) ○78点未満又は、工事実績3件以上無し (0.0 点)	令和3年1月1日から令和7年12月31日までに完成した下記①～⑨の鋼橋上部工事(道路橋)において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績評定点の上位3件の平均点は何か。 ①九州内の国の発注工事 ②鹿児島県の発注工事 ③福岡県の発注工事 ④熊本県の発注工事 ⑤大分県の発注工事 ⑥長崎県の発注工事 ⑦佐賀県の発注工事 ⑧宮崎県の発注工事 ⑨鹿児島県道路公社の発注工事 ※建築関連部局所管発注工事は除く
	経営事項審査における経営状況 ○900点以上 (0.30 点) ○800点以上900点未満 (0.25 点) ○700点以上800点未満 (0.20 点) ○600点以上700点未満 (0.15 点) ○500点以上600点未満 (0.10 点) ○500点未満 (0.00 点)	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何か。
	経営事項審査における技術力 ○1100点以上 (0.20 点) ○1000点以上1100点未満 (0.15 点) ○900点以上1000点未満 (0.10 点) ○900点未満 (0.00 点)	令和6年4月1日から令和7年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1点(技術職員の数の点数)は何か。
	(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 (0.4 点) ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 (0.2 点) ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。
	(2)過去2年間に於けるICT活用工事の施工実績 ・ICT全面活用施工実績 (0.4 点) ・ICT部分活用施工実績 (0.2 点) ・実績なし (0.0 点)	令和6年度から令和8年度に、完成検査を受けた下記の工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、ICT活用工事の施工実績を有するか。 ただし、入札公告日までに完成検査を受けているものに限る。 ・国土交通省九州地方整備局の九州内発注工事 ・鹿児島県・鹿児島県内市町村・特殊法人の県内発注工事 ・鹿児島県道路公社発注工事
	(3)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ・建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ・建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、建設キャリアアップシステムを活用するか。 ①元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ②元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。
	(4)当該工事における登録基幹技能者の活用 ・活用あり (0.2 点) ・活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者を活用するか。 当該工事において、元請者または下請者が、工事内容に該当する職種の登録基幹技能者を活用するか。

令和8年度 総合評価方式(特別簡易型)における 評価項目、加算点及び評価基準

別表

◇橋梁上部工(鋼橋) (6千万以上 WTO対象未満)

配置 予定 技術者 の 能力 2. 5点	表彰 実績 0 績 と 5 担 点 い を 手 上 育 限 成 と 加 算 の 合 計 は	過去10年間に於ける国(九州内)又は県の表彰実績 ※当該案件の入札公告日までに表彰を受けたものも含む。 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成28年度から令和8年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、国土交通省九州地方整備局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)
		担い手育成加算 ○配置予定技術者(40歳未満)または女性技術者 (0.3 点) ○配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手育成加算の評価点を加える。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和3年4月1日以降に県土木部(商工労働水産部漁港漁場課を含む)又は鹿児島県道路公社が発注する建設工事における同種工事の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は、現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和3年4月1日以降で入札公告日までに完成検査を受けた工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が78点以上である者。 ④ 女性技術者である。 なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0. 5点を上限とする。
		配置予定技術者の資格保有 ○1級土木施工管理技士又は技術士 (1.0 点) ○なし (0.0 点)	1級土木施工管理技士又は技術士(鋼構造物及びコンクリート)の資格を保有しているか。
	前年度のCPDS(1級土木施工管理技士)単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)	1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和7年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ※工場製作のみが行われている期間に限定した配置予定技術者については、当該評価の対象とせず、現場施工を含む期間の配置予定技術者のみの評価を行う。 ・推奨単位数:20ユニット	
地域 貢献度 1. 0点	営業所又は工場の有無 ○県内に主たる営業所かつ工場あり (1.0 点) ○県内に主たる営業所又は工場あり (0.8 点) ○県内に営業所あり (0.5 点) ○上記以外 (0.0 点)	左記営業所又は工場を有するか。	
合 計		9.5 点	

4 総合評価による落札者の決定

入札価格が予定価格の範囲内で、かつ、失格基準価格以上の価格をもって入札した者で、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

4-1 評価値の算出方法

入札に参加した者に対して標準点を与え、さらに各評価項目について基準に従って評価を行い、加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除した値を評価値とする。

評価値＝技術評価点／入札価格×定数

＝(標準点＋加算点)／入札価格×(定数:100,000,000)

※小数第4位まで(小数第5位四捨五入)

標準点:入札に参加した者全てに与えられる点数。

鹿児島県道路公社低入札価格調査実施要領(平成30年 8月30日施行)第3条に定める調査基準価格以上の入札価格で入札した者には100点、調査基準価格を下回る入札価格で入札した者には70点を与える。

加算点:提出された技術資料を評価し、点数化したもの。

4-2 加算点の設定

加算点は次のとおりとする。

特別簡易型

1)一般土木工事(6千万円以上1億3千万円未満)	9.0点
2)一般土木工事(1億3千万円以上3億円未満)	9.5点
3)一般土木工事(3億円以上WT0対象未満)	11.0点
4)橋梁上部工(PC)(6千万円以上WT0対象未満)	9.5点
5)橋梁上部工(鋼橋)(6千万円以上WT0対象未満)	9.5点

5 その他の留意事項

5-1 評価内容の担保

提出された技術資料のうち落札者決定に反映された事項について、その履行を確保するための措置及び履行できなかった場合の措置について、あらかじめ取り決めておくものとする。

落札者決定に反映された技術資料の内容が履行できなかった場合において、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

また、工事成績評定も減点対象とすることができるものとする。
ただし、天災等やむを得ない事情による場合はこの限りでない。

5－2 情報公開

①入札公告等への明記

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ・総合評価方式による入札であること。
- ・技術資料の内容及び提出期限
- ・決定者基準に関する事項
- ・総合評価方式入札結果に対する疑義照会に関する事項
- ・評価内容の担保に関する事項
- ・その他総合評価方式に関する事項

②総合評価結果の公表

落札者が決定した場合は、速やかに以下の事項を閲覧により公表する。

- ・入札参加者名
- ・各入札参加者の技術評価点
- ・各入札参加者の入札価格
- ・各入札参加者の評価値
- ・各入札参加者の技術評価点内訳
（「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「地域貢献度」の大きな項目ごとの点数）

③疑義照会への対応

入札参加者は、入札結果を通知された日から起算して7日（当該期間に鹿児島県道路公社の休日が含まれるときは、当該鹿児島県道路公社の休日を除く）以内に、自らの技術評価点について書面により疑義照会を行うことができる。

入札参加者から、自らの技術評価点（公表した技術評価点内訳の更に詳細な点数）について書面により疑義照会があった場合は、契約担当者は、照会者のみの詳細な技術評価点内訳を書面により回答する。